

8. 参考資料

8.1 バリアフリー基本構想策定協議会

8.1.1 協議会委員名簿

名称	・山梨市バリアフリー基本構想策定協議会		
設置根拠法令等	・高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・山梨市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱		
設置年月日	平成26年9月30日		
委員数	20人		
区分	役職	氏名	備考
学識経験者	会長	北村 眞一	山梨大学教授
自治会等市民代表	副会長	大村 彰	山梨市区長会
高齢者	委員	中山 芳次	山梨市老人クラブ連合会
身体(視覚)	委員	埜村 和美	山梨市視覚障害者協会
身体(聴覚)	委員	高石 良郎	山梨市聴覚障害者協会
地域福祉	委員	雨宮 定夫	山梨市障害者福祉会
児童福祉	委員	佐野 克巳	山梨市障害児者地域支援連絡会
公共交通(タクシー)	委員	廣瀬 宏	山梨県タクシー協会 甲州タクシー会長
施設代表	委員	石川 雄一	加納岩総合病院(医療福祉相談課)
施設代表	委員	水上 みや子	山梨厚生病院 医療福祉相談室長
学校	委員	古屋 徳康	山梨県立ろう学校
公共施設管理者	委員	荻野 傳	山梨市駅駅長
駅周辺街づくり	委員	坂本 勝明	山梨市駅南市街地まちづくり協議会
駅周辺街づくり	委員	平山 義重	山梨市駅前土地区画整理事業対策委員会
公安委員会	委員	海野 錦	日下部警察署長
県道管理者	委員	小池 厚	峡東建設事務所長
市道管理者	オブザーバー	清水 一彦	山梨市建設課長
関係行政機関	オブザーバー	里吉 幹夫	山梨市福祉事務所長
関係行政機関	オブザーバー	雨宮 利幸	山梨市介護保険課長
関係行政機関	オブザーバー	帯津 毅仁	山梨市市民生活課長

8.1.2 設置要綱

山梨市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、山梨市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、山梨市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他基本構想について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者等の代表
- (3) 公共交通事業者の代表
- (4) 公安委員会の代表
- (5) 市民の代表者
- (6) 交通安全推進団体の代表
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、関係行政機関の職員とする。

3 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の所掌事務に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

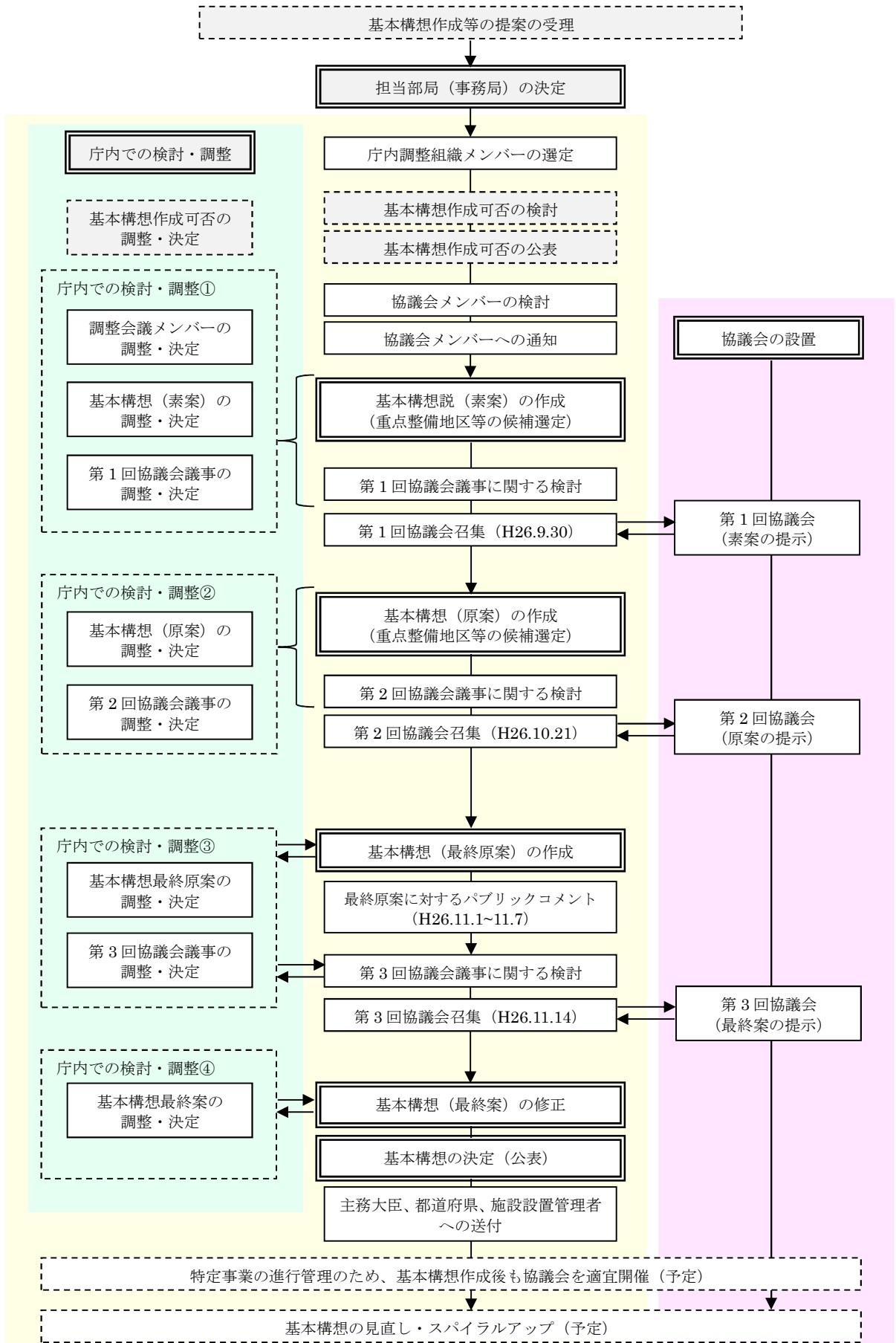
(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年 9月 10日から施行する。

8.1.3 策定の経過



8.2 用語解説（五十音順）

(1) 建築物特定施設

- ・ 出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等のことです。

(2) 交通結節点

- ・ 複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のことです。
- ・ 人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のことです。
- ・ 交通結節点は、「交通機関の乗り換え・乗り継ぎ」としての機能をもつほか、地域の中心拠点エリアを形成する「拠点形成」や「ランドマーク」などの機能も有しています。

(3) コンパクトシティ

- ・ 市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方のことです。

(4) ソフト整備（ソフト施策）

- ・ 施設や道路などのハードウェア以外のものに対する整備のことです。
- ・ 本構想では、支えあう心やマナーの向上のための啓発活動等によってバリアフリー化を行うことです。

(5) 特定建築物

- ・ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、自動車教習所、工場、公衆便所、公共用歩廊等のことです。

(6) 特定公園施設

- ・ 都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場等のことです。

(7) 特定旅客施設

- ・ 旅客施設（鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など）のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令に定める要件に該当するものをいいます。
- ・ 相当数：1日当たりの平均的な利用者数が概ね3,000人以上

(8) 特定路外駐車場

・特定路外駐車場とは次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

②自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が 500 m²以上のもの。

③利用について駐車料金を徴収するもの。

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

(9) 特別特定建築物

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもののことです。

(10) ノーマライゼーション

・直訳では、「普通のものにすること」という意味で、障害者や高齢者など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のことです。

(11) ハード整備（ハード施策）

・施設や道路などのハードウェアに対する整備のことです。

・本構想では、施設や道路などのハードウェアに対する整備によってバリアフリー化を行うことです。

(12) バリアフリー

・障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のことです。

・道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例です。

(13) ユニバーサルデザイン

- ・高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすることです。
- ・アメリカのロナルド＝メイスが提唱しました。
- ・その7原則は、以下の通りです。
 - ①だれにでも公平に利用できること。
 - ②使う上で自由度が高いこと。
 - ③使い方が簡単ですぐわかること。
 - ④必要な情報がすぐに理解できること。
 - ⑤うっかりミスが危険につながらないデザインであること。
 - ⑥無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。
 - ⑦近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。

山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）

平成 26 年 11 月策定

山梨市都市計画課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地

TEL：0553-22-1111 FAX：0553-23-2800

E-mail：toshikeikaku@city.yamanashi.lg.jp

H P：http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/
